

### 第24回 南アフリカのアンチダンピング法制（上）

小林 友彦

京都大学大学院法学研究科助手

#### 序

共同比較研究の一環として本稿は南アフリカ共和国（以下、「南ア」）のアンチダンピング制度を取り上げる。

南アは、年間総貿易額が七〇〇億ドルを越える、アフリカ地域における最大の貿易力である。GATTの原署名国であり<sup>1</sup>、アンチダンピング法を早くから整備して積極的に適用してきた。WTOの原加盟国でもあり、WTO協定に適合させるために二〇〇二年から二〇〇三年にかけてアンチダンピング法制を大きく変更した（後述1、および2）。それに伴って、制度・運用においても変化が見られるため（後述3）、そのWTO協定との整合性については新たな評価が必要である（後述4）。さらに、南部アフリカ関税同盟（以下、「SACU」）（加盟国はボツワナ・レソト・ナミビア・スワジランド・南ア）の下で構築されつつある共通アンチダンピング制度の中に自国のアンチダンピング制度を統合していくことを予定している点でも注目される（後述5）。

南部アフリカ地域における南アの経済的・政治的位置づけは、これまでも東アジアにおける日本の位置づけとしばしば対比されてきた<sup>2</sup>。長い歴史と活発な運用経験を持つ一方で最新かつ多元的な法制を備える南アのアンチダンピング制度は、有力途上国の新たな実行としてのみならず、日本のアンチダンピング制度にとって

も有益な示唆を得る可能性がある。

さらに、南アにおけるアンチダンピング制度の推移は、国内の政治体制変更を経て一国におけるアンチダンピング制度が変容した過程について通時的に分析するための興味深い実例をも提供している。以上のような点から、紹介するに値すると思われる<sup>3</sup>。

#### 1. アンチダンピング法制

##### a WTOアンチダンピング協定の国内法上の地位

##### (1) 条約締結権

南アにおける現行憲法である一九九六年憲法上、条約締結権は行政府に属するものの（一九九六年憲法二二二条一項）、批准は議会の両院による決議によってなされる（同条二項）。ただし批准又は加入の手続を要しない行政協定については、行政府による締結のみをもって成立する（同条三項）。

##### (2) 国内的効力および直接適用可能性

条約の国内的効力については、イギリス法の影響により、個別に国内法に変型されてはじめて国内的効力を有する（同二二二条四項）。ただし、「自動执行的」(self-executing)だと議会が認めた規定については、変型なしに国内的効力を有する<sup>4</sup>。なお慣習国際法については、憲

法および法律に反しなにかぎり当然に国内的効力を有する(同二三二条)。

### (3) 国内的序列

国内的序列については、慣習国際法は憲法および法律の下位に位置づけられる(同二三二条)。条約については、一般には変型を必要とするため問題とならない。「自動執行的」な条約規定についても、憲法および法律に反しなにかぎりで国内的効力を有するので(同二三一条四項)、憲法および法律よりも下位に位置づけられる。

### (4) 間接適用

とはいえ、法令の解釈にあたって裁判所は、国際法と反しないような合理的な解釈を行わなければならない(同二三二条)5。さらに憲法三九条一項b号は、裁判所が人権規定の解釈にあたって裁判所が国際法を考慮しなければならないと追加的に規定している。判例によれば、本条にいう国際法とは南アを拘束する実定国際法に限らない6。また、人権法以外であつて国内法に変型されていない国際法についても、「合理性」ないし一貫性の法理を用いることで、抵触する国内法の適用を制限することが認められる可能性がある7。

### (5) WTOアンチダンピング協定の位置づけ

南アは一九九四年前後の民主化・体制変更に

伴って憲法改正を含む大幅な法制改革がなされたため、旧体制によって交渉・締結されたWTO協定の国内法上の位置づけも問題となる。この点、一九九六年憲法二三一条五項によれば、同憲法発効時に有効であつた条約は引き続き南アを拘束する。それゆえ、一九九三年暫定憲法の下で旧政府が交渉し締結したWTO協定が今日の南ア政府を国際法上拘束することは、国内法上も疑いが無い。

国内的効力については、批准時には自動執行的な規定を含むかどうか議論されず、認定もされなかつた8。それゆえ、WTO協定(附属書を含む全体)は国内的効力を持たず9、直接適用可能性(私人による援用可能性としての自動執行力を含む)もないというのが、南ア政府の一貫した見解である10。国内実施機関たる国際貿易管理委員会(ITAC)のアンチダンピング担当課長(当時)ら国内の専門家も、同様の認識を示している11。

間接適用については、多様な形でなされている。WTO協定には国内的効力がないとされるにもかかわらず、知的財産権や貿易救済措置などに関してはWTO協定との整合性を確保することを目的として国内法が改正された。アンチダンピング協定についても、国内法の解釈の指針として尊重されており12、南ア政府は国内法が不明確または不十分な場合にはアンチダンピング協定の規定を直接適用するとさえ表明している13。二〇〇三年アンチダンピング規則(後

述b。(3)六四・三条は、WTO協定に国内的効力を認めていないにもかかわらず、関連するWTO紛争処理裁定を実施するためにITACが自らの認定を変更することができる」と明文で規定した。

ただし、アンチダンピング協定を適用するとしても、国内的序列においてWTO協定が国内法に優位するのか、あるいは、裁判所もWTO協定を適用して法解釈するのか、といった疑問点について南ア政府は回答を示していない14。それゆえ、南ア国内法におけるWTO協定の位置づけは、上述のような静態的な法的地位のみからは明確でない15。

### b 関係法令

アンチダンピング制度の基本枠組を定める二〇〇二年国際通商管理法(以下、ITAF法)、ITAF法の実施規則である二〇〇三年アンチダンピング規則、および、関税賦課手続を定める一九六九年関税消費税法の三法令が相互補完的に、南アのアンチダンピング法制を構成している16。その他に非公式な内部規則が存在するものの、後述(4.b)するようにWTOへの通報はなされていない。

#### (1) 二〇〇二年ITAF法

ITAF法は、南アの通商法をWTO協定および南部アフリカ開発共同体(SADC)協定に

適合させるための、後述する一九八六年関税貿易評議会法に代わる包括的な基本法である<sup>17</sup>。本法は他方で、二〇〇二年SACU協定(後述5.)の国内実施法という性格ももつ(IITA法二条)。

政治的民主化と経済的自由化の方向を調整するために、立法過程では国内の様々な意見が集約された<sup>18</sup>。立法目的についても、当初の法案では「経済成長および産業発展」を促すこととされていたのに対して<sup>19</sup>、労働組合からの意見を組み入れた結果、「所得増加ならびに投資および雇用の促進のための経済成長および発展」へと変更された<sup>20</sup>。アンチダンピング制度の機能についても、不公正貿易から国内産業を保護するために用いるという方針が表明された<sup>21</sup>。

IITA法自体は、SACU域外からのダンピング輸入からSACU産業がこうむる損害を救済するというアンチダンピング制度の基本規則を定めるにとどまり、詳細な規定は別途策定されるアンチダンピング規則に委任した(同五九条)。

## (2) 一九六九年関税消費税法

関税消費税法は、アンチダンピング税を含む間接税一般を規律する。なお、南ア国内で消費されない物品に対しては、アンチダンピング税が賦課されない(関税消費税法四五条二項)。

確定アンチダンピング税の賦課または撤回は、IITAが通産相に勧告を行い、通産相からの

要請(同五五条二項a号)を受けて財務相が関税消費税法の附表2を改正することによってなされる(同五六条)。他方で、暫定アンチダンピング税の賦課は、IITAからの直接の要請にもとづいて国税庁長官が行い、官報に公示される(同五七A条)<sup>22</sup>。

## (3) 二〇〇三年アンチダンピング規則

アンチダンピング規則は、パブリックコメントを経て二〇〇三年十一月に制定された<sup>23</sup>。定義・調査開始・暫定措置・確定措置・見直し・迂回防止・司法審査などアンチダンピングに関する手続の細則を定める。サンセット見直しについて南アのアンチダンピング法史上初めて規定したことで、アンチダンピング協定の求める規定がほぼ出揃った(4.で詳述)。

## C 関係政府機関

IITA法によって新たにIITAが設立されたものの、アンチダンピングに関しては、関係政府機関の構成および機能はそれ以前の法制下におけるのと概ね同じである。

### (1) 国際貿易管理委員会(IITAC)

二〇〇二年国際貿易管理法の実施機関として新たに設立され、二〇〇三年七月から業務を開始した独立行政委員会がIITACである。輸出入許可・貿易救済措置などの国際貿易に関する

事務およびSACU協定の国内実施に関する事務を所掌する(IITA法B部)。

主たる構成は、IITACのCEO(同一三条一項)と位置づけられる一名のIITAC理事長、一名の副理事長、三名の局長、七名のIITAC委員(IITAC理事長を含まない)、調査官および事務員からなる。IITAC理事長およびIITAC委員は大統領によって任命される。合議体としてのIITACを構成するIITAC委員は、個人資格で選任される一方で(同九条および一〇条)、国民の多様な利害を代表した主要な経済セクターの参加を確保するよう配慮される(同八条一項c号)。

アンチダンピング措置を含む貿易救済措置の担当部局は、一名の局長、一五名程度の調査官および二十名程度の事務員からなる。個別の案件の調査は、原則として二名一組の調査官が調査開始から最終決定まで一貫して担当する。措置の認定は、七名のIITAC委員が月一回合して合議した後、多数決によって行う(同一二条六項)。

前身である貿易産業評議会(BTI・一九二一年から一九九二年まで)および関税貿易評議会(BTT・一九九二年から二〇〇三年まで)の認定が法的効力を持たなかったのに対し<sup>24</sup>、IITACの認定は他の国家機関を拘束する。確定アンチダンピング措置を発動すべきか否かについては、IITACは通商産業大臣に勧告を行う。暫定アンチダンピング措置については、I

TACが国税庁長官に直接に要請を行う。

二〇〇三年度は約五〇〇万ランド(約七五〇万米ドル)の予算を配分された<sup>25</sup>。BTIおよびBTIが事務処理を通産省に頼っていたのに対して、ITACは専任の職員を雇用する(同二三条および三八条)。ただし、二〇〇三年にBTIからITACへと事務が引き継がれた際には全ての人員および設備がそのまま継承された。そのため、とりわけ一九九五年改正以降のBTIにおける運用慣行は、ほぼITACに引き継がれているという。

## (2) 通商産業大臣

ITACによる認定をふまえてアンチダンピング措置を發動するか否か決定する権限を持つのは、通商産業大臣である。ITACがアンチダンピング措置の發動を勧告した場合に通産相のとりうる選択肢は、①措置を發動する、②發動しない、③ITACに差し戻す、のいずれかであり、自ら再調査・再認定を行うことはできない。いずれにせよ、南アのアンチダンピング制度の歴史上、通産相がBTI/BTT/ITACの認定に沿わない決定をした例は稀だとい

## (3) 財務大臣

財務大臣は、確定アンチダンピング措置の發動を決定した通産相からの要請に従って確定アンチダンピング税を賦課する旨決定し、対象産

品リストである関税法附表1に記載する。ただし、通産相からの要請に対して財務相が裁量をするか否かは、法文上明確でない。

## (4) 国税庁長官

財務相が賦課した確定アンチダンピング税を徴収するのは、南ア国税局(SARS)の長たる国税局長官である(関税消費税法五五条)。ただし、暫定アンチダンピング税の賦課については、通産相および財務相を通さずにITACからの直接の要請に従って徴収する(同五七A条)。いずれの措置も官報に公示する。

## d 司法審査・行政審査

ITACの決定に対しては、三十日前に事前通告を行った上で司法裁判所に行政訴訟を提起することができる(二〇〇三年アンチダンピング規則六四条)。

WTO協定発効後の司法審査の例は二〇〇一年のBenc事件最高裁判決のみである<sup>26</sup>。

## e 隣接分野との規律の関係

さて、本稿が対象とするアンチダンピング制度は、隣接分野に関する他の法制度とも密接に関わるため、ここで若干付言する。ITACの前身たるBTIおよびBTTは、通商産業省からの事実上の監督を受けながらも、一九二〇年

代から長らく貿易救済措置(アンチダンピング措置、補助金相殺措置、セーフガード措置)および競争保護を包括的に所掌してきた。現行法上は、貿易救済措置に関する権能はITACが承継した一方で、競争保護については競争委員会が専属的に所掌する。

## (1) 補助金相殺措置制度との関係

まず補助金相殺措置については、アンチダンピング措置の一形態として位置づけられていた時期にはほとんど發動されることがなく、アンチダンピング措置と区別されて以降も、九〇年代でも十件に満たない。その理由としては、アンチダンピング法と異なり法令の整備が遅れたこと、補助金および相殺措置に関する認定は容易でないこと、専門行政官がないこと、の三点が挙げられる<sup>27</sup>。現在はITAC法にもとづく実施規則を策定中である。二〇〇四年八月に補助金相殺措置規則草案が公表されてパブリックコメントが募集された。二〇〇五年には規則が成立する予定である。

本草案においては、ある産品に対してアンチダンピング措置と補助金相殺措置を同一の事態について重複して賦課してはならないと規定する(二〇〇四年補助金規則草案一七・二一条)。これも、BTI以来の運用慣行を継承した規定である<sup>28</sup>。他方で、因果関係の認定においては、補助金調査と同時にダンピング調査の対象となっている輸入についてダンピングと補助金の影

響を併せて累積すること（クロス・キューミュレーション）を認めている（同一六・四条）。

### (2) セーフガード制度との関係

セーフガード制度は、一九九二年改正によって法的基礎が設けられたのみで具体的な規律が設けられず、これまで発動例はない<sup>29</sup>。ITAA法の実施規則として二〇〇四年八月にセーフガード規則が成立したばかりである<sup>30</sup>。なお、本規則においてはWTO農業協定または加盟議定書にもとづくセーフガード措置は規律の対象外である（二〇〇四年セーフガード規則一条五項および六項）。

### (3) 競争保護制度との関係

これらの貿易救済措置の場合と異なり、競争保護法制については、アンチダンピング制度との間で規律の抵触が生じる恐れが指摘されている。伝統的には通産省が貿易救済を競争保護よりも優先させる形で政策を調整してきた。しかし、一九九九年競争法にもとづいて独立性の高い競争委員会が設立され<sup>31</sup>、司法審査は競争裁判所が専属的に管轄するようになり、実際の運用においても競争委員会とITACとの間の意思疎通が密でないことから、アンチダンピング法と競争法の解釈・適用の調和が確保されなくなったためである<sup>32</sup>。ただし、ITACと競争委員会はそれぞれの業務について通産省に報告を行うことになっており、重要な齟齬について

は依然として通産省が調整すると想定されている。

## f 法制の発展経緯

### (1) 一九一〇年代からGATT以前

#### ① 沿革

南ア経済は、十九世紀末から主として資源輸出によって世界経済と密接に結びついてきた。一九一四年関税法八条およびそれにもとづく一九二〇年の実施規則が、南ア（当時は英連邦下の南アフリカ連邦）のアンチダンピング法の端緒である<sup>33</sup>。カナダの一九〇四年法にならって略奪的ダンピングに対抗することを目的とした<sup>34</sup>、世界でも最初期のアンチダンピング法である<sup>35</sup>。

#### ② 概要

当初は南ア総督が六週間の事前通告の上で裁量的にアンチダンピング税を課すことができた（一九一四年関税法八条）。その後一九二一年にBTIが暫定的に設置され<sup>36</sup>、その重要性が認められたため<sup>37</sup>、一九二四年改正によって関税局とは独立に調査・認定を行う行政機関としてBTIの法的基盤が確立した<sup>38</sup>。さらに一九二五年改正によって、アンチダンピング措置の発動要件を満たしているか調査・認定し通産相に勧告する権限がBTIに専属的に付与された<sup>39</sup>。アンチダンピング税の賦課はBTIからの勧告をふまえて通産相が決定し、それを受け

た財務相の決定によって徴収された。

一九一四年関税法八条においてはアンチダンピング税と補助金相殺関税とが併置されていたのに対して、一九二五年関税法以降のアンチダンピング法においては、アンチダンピング税の形態が通常ダンピング関税・為替ダンピング関税・運賃ダンピング関税・販売ダンピング関税・補助金ダンピング関税の五つに定式化された<sup>40</sup>。このうち運賃ダンピング関税の大部分と補助金ダンピング関税が、今日でいう相殺関税にあたる<sup>41</sup>。

「損害」および「因果関係」の要件は早くから存在したものの、損害の可能性または脅威があれば足りるとされた<sup>42</sup>。また、「ダンピング」の基準も一様でなかったため、輸入代替工業化政策にもとづいて弾力的にアンチダンピング措置を発動する余地があった。

### (2) GATT期

#### ① 一九九〇年代からの転換

南アはケネディ・ラウンド以降のアンチダンピングコードに加入せず、一九四七年GATT第六条の義務にのみ拘束されるため、一九八〇年代中ごろまではアンチダンピング法に大きな変更はなかった。実質的にアンチダンピング税と同じ効果を及ぼす他の形態の輸入関税（関税消費税法附表1）が設定された。しかし、輸入代替工業化政策の行き詰まりが一九七〇年代から表面化しつつあり、一九八〇年代後半からし

だいに、貿易自由化を志向する動きが強まった<sup>43</sup>。一九八六年には、BTIの権限を定める根拠法としてBTI法が別途制定された<sup>44</sup>。ウルグアイ・ラウンド交渉や一九九三年のGATT貿易政策検討にも対応して、アンチダンピング税以外の輸入関税の適用を停止して、法制上もアンチダンピング税に一本化する作業が始まった<sup>45</sup>。

## ②一九九二年改正

その成果のひとつが、一九九二年五月のBTI法改正およびそれに伴う関税消費税法改正である<sup>46</sup>。また、アンチダンピング措置または相殺関税措置をとるまでの手続を定めたアンチダンピングガイドラインも初めて策定された。

九二年改正では、ダンピングの定義が明記され（一九九二年法一条b号）、補助金相殺措置およびセーフガード措置がアンチダンピング措置から概念上区別された（同条b号・e号）<sup>47</sup>。しかしながら、全ての第三国からの比較可能な輸入価額のうちの最高額が正常価額の基準とされるなど（同条b号）、多くの問題点が残っていた<sup>48</sup>。

BTIはBTIへと改称され、根拠法の名称もBTI法からBTI法へと変更された。その際、立法目的が「経済発展」から「産業振興」へと変更された（同三条）。また、職権で貿易救済措置の調査を開始する権限が付与されるなど（同四条）、BTIの権限が強化された。

なおこの改正以降、南アのアンチダンピング

法においては、ダンピングが南アを含むSACU全体の産業に与える損害との因果関係に照らして、アンチダンピング措置に関する認定を行うこととなった（同一条b号）。なお、一九九九年SACU協定四一条一項にもとづき、南アの発動したアンチダンピング措置は他の四加盟国においても自動的に適用されていた（後述5）。

## (3) WTO期

### ①一九九五年改正

南アは一九九四年に成立したWTO協定の原加盟国となり、関税率を先進国以上に大幅に引き下げたのみならず、アンチダンピング協定の義務に適合させるためにアンチダンピング法制を改正した<sup>49</sup>。

まず、一九九五年にBTI法が改正され<sup>50</sup>、併せてアンチダンピングガイドラインも改定された<sup>51</sup>。一九九五年BTI法では、アンチダンピング協定に適合するような「ダンピング」・「正常価額」・「輸出価格」の定義が導入されるなど基本的な概念規定が整備された<sup>52</sup>。アンチダンピングガイドラインにおいても、アンチダンピング税類似の他の輸入関税を適用しないと表明した（一九九五年アンチダンピングガイドライン一条）。

なおアンチダンピング協定に合致していない点が残されていると南ア政府も認めたものの、漸進的な改善を約束するにとどまった<sup>53</sup>。しかも、一九九五年アンチダンピングガイドライン

には法的拘束力がなかっただけでなく<sup>54</sup>、翌年には撤回されたため<sup>55</sup>、二〇〇三年まで正式の手続規則も存在しない状態が続いた。

### ②二〇〇二年法制定

その後も法改正作業が続けられたものの<sup>56</sup>、経済制裁の廃止による世界経済への復帰に伴って貿易環境が急激に変化したことに加えて、一九九四年以降の国内政治体制の民主化に伴う国内法制の全面的な変更作業も重なったため、包括的な通商関係法の改正には時間がかかった。BTI法および一九六三年輸出入管理法に代わって、アンチダンピング法を含む南アの通商規制の基本法としてITA法が成立したのは二〇〇二年であり、二〇〇三年一月に発効した<sup>57</sup>。

## 2. アンチダンピング措置の発動手続

### 手続

#### a 手続の概観

二〇〇三年アンチダンピング規則は、定義（A部）、一般規定（B部）に続いて調査手続（C部）、見直し手続（D部）を規定し、委任事務および経過措置を定める最終規定（E部）で完結する。以下では、調査手続を中心にその概要を示す<sup>58</sup>。なお、前述（1. f (2) ②）のとおり、WTOアンチダンピング協定四一条にいう国内産業とは、南アのアンチダンピング制度においてはSACU域内全体で見た主要な生

産者（以下、「SACU産業」）であり（二〇〇三年アンチダンピング規則七条）、南アの国内の産業であるか否かは問わない。

## b 調査開始

南アのアンチダンピング調査手続は、SACU産業からのITACへの苦情申立ておよびそれに続くアンチダンピング課税申請によって始まる（同三条）<sup>59</sup>。申請書式は、記入要領と共にITACのウェブサイトに公開されている。申請手続きについてITACが助言を行う「リエン・サービス」が設けられることになっているものの（同二・三条）、資源的制約のために現在のところ運用されていない。

ITACはまずSACU産業から提出された証拠を検証し、ダンピングがSACU産業に損害を発生させているとの一応の証拠が示されているか否かを評価する（同二四～二六条・通常十～二十日）。当該申請が要式を満たすとITACが判断した場合、関係外国政府に通知がなされる（同二七条・通常十～三十日以内）。その後、調査開始決定が官報に公示される（同二八条・通常十四日以内）。ITACは、秘密でない情報をまとめた「パブリック・ファイル」と呼ばれる情報共有ファイルを保管し、利害関係者（労働組合・産業団体・消費者団体を含む場合がある<sup>60</sup>）が参照できるようにする。

## c 質問状、回答書面および口頭弁論

ITACから質問状が送付された被申請者は、質問状の受理後三十日以内に回答しなければならぬ（同二九・三条）。被申請者となった輸入者用と輸出者用の質問状の書式も、記入要領と共に公開されている。期限の延長は（同三〇条）、事情があれば一四日まで認められる<sup>61</sup>。

調査開始が公示されてから三〇日以内であれば<sup>62</sup>、利害関係者は口頭弁論の開催を要請することもできる<sup>63</sup>。口頭弁論には、調査官のみならず、ITACの貿易救済措置担当局長およびITAC委員が出席する<sup>64</sup>。

## d 現地調査

質問状への回答期限が満了した後、調査に協力する被申請者に対して検証・現地調査を行い、仮決定より前に憲章報告書を公開する（同一条）。まずSACU域内の輸入者について現地調査を行い、その後輸出者について現地調査を行う<sup>65</sup>。なお、協力しない被申請者については「利用可能な事実」が用いられる（同三二条）。

## e 仮決定・要請

以上の調査を行った調査官の報告書にもとづいてITACは仮決定を行い、その理由を示し

た報告書が公開される（同三四条・調査開始後九か月以内）。調査開始後六十日以降は、原則として六か月以内で期間の暫定措置が発動される（同三三条）。要請があり必要と認められれば、さらに三か月の延長も可能である（同三六条）。暫定アンチダンピング措置を発動すべきだとITACが判断した場合、ITACは国税庁長官に暫定アンチダンピング税の徴収を要請する。暫定措置の程度、期間、延長および終了についてはそれぞれITACが決定し、その要請に従って国税庁長官が官報に公示する。

仮決定までの段階で、主要な資料や心証が形成されるという<sup>66</sup>。仮決定でダンピングにより損害が発生していると認定された場合、通常は暫定アンチダンピング措置が課されるのが慣行である<sup>67</sup>。

## f 最終決定・勧告

仮決定報告書に対する利害関係者からの意見提出または口頭弁論（三五条・三十日以内）およびITACによる重要事実の通知（同三七条）意見提出は七日以内）を経て、ITACの最終決定が下されて官報に公示される。最終決定は、調査開始から十八か月以内に行わなければならない（同二〇条）。ITACが確定アンチダンピング措置を発動すべきだと判断した場合は、通産相に勧告を行う。通産相が措置の発動を決定した場合は、財務相に要請を行う。財務

省は、国税庁長官に關稅の徵收を命じる。

## 8 価格約束

價格約束に關する規定は存在するもの(同三九条)、約束の履行を監視する制度的保障がないために<sup>68</sup>、今日まで適用例がない<sup>69</sup>。

## h 見直し

確定アンチダンピング措置は原則として五年間継続するもの(同三八条)、①中間見直し(同四四条)：最終決定後十二か月以降)、②新規供給者(ニューシッパー)のための見直し(同四八条)、③サンセット見直し(同五二条)および④迂回防止措置が別途発動される(同六〇条)。

調査手続と同様、申請書類が提出されたならば速やかに關係外国政府に通知される。調査開始決定後は、秘密でない情報に対する利害關係者のアクセスが保障される(同四〇条)。中間見直し、新規供給者のための見直しおよびサンセット見直しについては、仮決定が行われず、最終決定のみ行われる。迂回防止措置については、裁量により仮決定が行われうる(同六一・一条)。見直し手続においても、開始後十八か月以内に最終決定が示されなければならない(同二〇条)。なお、見直し手続においては、BTT(ITACの前身)が職権で調査開始し

た例がある<sup>70</sup>。

(次号に続く)

- 1 南アについては一九四八年六月一三日から暫定適用議定書の効力が発生した。55 UNTS 194.
- 2 Masdorp, G. (1992), Trade Relations in Southern Africa: Changes Ahead?, in TOWARDS A POST-APARTHEID FUTURE: POLITICAL AND ECONOMIC RELATIONS IN SOUTHERN AFRICA (Masdorp & Whiteside eds, Macmillan), 34; Poku, N. (2001), REGIONALIZATION AND SECURITY IN SOUTHERN AFRICA (Palgrave), 4; Draper, P. (2003), TO LIBERALISE OR NOT TO LIBERALISE?: A REVIEW OF THE SOUTH AFRICAN GOVERNMENT'S TRADE POLICY (South African Institute of International Affairs: SAIIA Trade Report No.1), 36; Alden, C. & K. Hirano (2003), Introduction, in JAPAN AND SOUTH AFRICA IN A GLOBALISING WORLD: A DISTANT MIRROR (Alden & Hirano eds. Ashgate), 1.
- 3 二〇〇四年一月から三月にかけての南アフリカのインタビュー調査にあたっては、京都大学大学院法学研究科の「二一世紀COEプログラム」「二十一世紀型法秩序形成プログラム」から若手研究者研究活動経費を受給した。記して謝意を表す。
- 4 この点で、直接適用可能性を国内的効力の前提としている。これに対する批判は、岩沢雄司『条約の国内適用可能性』(一九八五)、二一八頁。

- 5 See Maluwa, T. (1998), The Incorporation of International Law and Its Interpretational Role in Municipal Legal Systems in Africa: An Exploratory Survey, 23 South African Yearbook of International Law, 61.
- 6 S v. Makwanyane 1995(3) SA 391, at 413; Dugard, J. (2003), INTERNATIONAL LAW: A SOUTH AFRICAN PERSPECTIVE (Second Edition), 60; Maluwa (1998), 59-60.
- 7 Dugard (2003), 62. 岩沢(一九八五)「前掲」三三七頁[註一〇九]参照。
- 8 DEBATES OF THE NATIONAL ASSEMBLY OF SOUTH AFRICA, 6 April 1995, column 642 & 653; DEBATES OF THE SENATE OF SOUTH AFRICA, 6 April 1995, column 554.
- 9 G/ADP/W/395, 10; G/SG/W/176 (5 June 1996), Sec. 2.
- 10 G/TBT/2/Add.60 (14 July 2000), para. 1.
- 11 Brink, G. (2002), ANTI-DUMPING AND COUNTERVAILING INVESTIGATIONS IN SOUTH AFRICA (Gosh Trading), 7; de Lange, R. (2003), BUSINESS GUIDE TO TRADE REMEDIES IN SOUTH AFRICA AND THE SOUTHERN AFRICAN CUSTOMS UNION: ANTI-DUMPING, COUNTERVAILING AND SAFEGUARDS LEGISLATION, PRACTICES AND PROCEDURES (UNCTAD/WTO International Trade Centre), 3.
- 12 具体的には、アンチダンピング協定二・二・一条、二・二・二条、二・四・一条、三・七条、五・二条、五・六条、六・二条、七・四条、九・三

- ・一三九・九・四条および附屬書一を参考とせしむるに  
 南ア政府が言及した。 Replies to the Questions 3, 4, 8, 10, 13, 15, 17, 21, 23 posed by EC, G/ADP/Q1/ZAF/4 (23 April 2004); Replies to the Questions 6 & 10 posed by US, G/ADP/Q1/ZAF/5 (22 April 2004)
- <sup>81</sup> Reply to the Question 23 posed by EC, G/ADP/Q1/ZAF/4 (23 April 2004); Replies to the Questions 1(b) & 10 posed by US, G/ADP/Q1/ZAF/5 (22 April 2004).
- <sup>81</sup> G/ADP/Q1/ZAF/7 (29 October 2004), para. 3.
- <sup>81</sup> Dugard (2003), 353 [written by D. Bethlehem].
- <sup>81</sup> G/ADP/N/1/ZAF/2 (20 January 2004).
- <sup>81</sup> Statement by Tshediso Matona, Deputy Director of International Trade and Economic Development at the Department of Trade and Industry: <http://www.tralac.org/scripts/content.php?id=735>.
- その四の締結の二〇〇〇年貿易交渉報告一八条は、加盟国がWTO締結と懸念的かつトントマンの関税削減を求めた権利を認めらるゝ。
- <sup>81</sup> <http://www.tralac.org/scripts/content.php?id=739>
- <sup>81</sup> International Trade Administration Bill submitted by the Minister of Trade and Industry on 17 September 2002: <http://www.info.gov.za/gazette/bills/2002/b38-02.pdf>
- <sup>82</sup> Portofolio Committee Amendments to International Trade Administration Bill: <http://www.info.gov.za/gazette/bills/2002/b38a-02.pdf>
- <sup>82</sup> Statement by Nomonde Maimela of the Board on Tariffs and Trade on 17 September 2002: <http://www.tralac.org/scripts/content.php?id=725>
- <sup>82</sup> As amended by Section 142 of the Revenue Laws Amendment Act, 2003.
- <sup>82</sup> The International Trade Trade Commission, Anti-dumping Regulations, DTI General Notice No. 3197, 25684 GOVERNMENT GAZETTE 2003 (14 November 2003); G/ADP/N/1/ZAF/2. 南アフリカのトントマンの規則は、必要な保護のより補助金相殺措置のより適用せらるゝ (二〇〇三年トントマンの関税削減六八条「四」)。
- <sup>82</sup> See Nissan SA (Pty) Ltd v Commissioner for Inland Revenue, 60 SATC 449 at 458 (Supreme Court of Appeal 1998); [BTT Reports] are investigative reports containing various findings and recommendations, but they can throw no light upon which of them was accepted and translated into legislation".
- <sup>82</sup> National Treasury of the Republic of South Africa, ESTIMATES OF NATIONAL EXPENDITURE 2004, 899 (February 2004). その他、一件以上の輸出入許可を發行し五〇〇件以上の税関はまたは関税登記の手續を發行した。
- <sup>82</sup> The Chairman of the Board on Tariffs and Trade v. Brenco, 2001(4) SA 511 (Supreme Court of Appeal, 25 May 2001)
- <sup>82</sup> Brink (2002), supra, 235.
- <sup>82</sup> Brink (2002), supra, 305.
- <sup>82</sup> de Lange (2003), supra, 111.
- <sup>82</sup> ITAC Safeguard Regulations, General Notice 1808 of 2004, 26715 GOVERNMENT GAZETTE (8 August 2004). <http://www.info.gov.za/gazette/notices/2004/26715.pdf>
- <sup>82</sup> Section 20 of the Competition Act, No. 89 of 1998, 19412 GOVERNMENT GAZETTE (30 October 1998).
- <sup>82</sup> OECD (2003), COMPETITION LAW AND POLICY IN SOUTH AFRICA: AN OECD PEER REVIEW, 46.
- <sup>82</sup> Customs Tariff Act, 1914, No. 26 of 1914, [1914] STATUTES OF THE UNION OF SOUTH AFRICA 198.
- <sup>82</sup> Plant, A. (1931), the Anti-Dumping Regulations of the South African Tariff, 31 ECONOMICA, 63.
- <sup>82</sup> Dale, R. (1980), ANTI-DUMPING LAW IN A LIBERAL TRADE ORDER (Mcmillan), 13.
- <sup>82</sup> Viner, J. (1923), DUMPING: A PROBLEM IN INTERNATIONAL TRADE (University of Chicago Press), 171 & 209; Stewart, T. ed. (1994), THE GATT URUGUAY ROUND (Kluwer Law and Taxation) Vol. II, 1391.
- <sup>82</sup> Government Notice No. 1045 (6 July 1921), reprinted in the First Schedule to the Board of Trade and Industries Act, 1923, [1923] STATUTES OF THE UNION OF SOUTH AFRICA 374.
- <sup>82</sup> BTT REPORT No. 36 (6 August 1924).
- <sup>82</sup> Board of Trade and Industries Act, No. 33 of 1924, [1924] STATUTES OF THE UNION OF SOUTH AFRICA 154.
- <sup>82</sup> Section 15 (1) of the Customs Tariff and Excise Duties Amendment Act, No. 36 of 1925, [1925]

STATUTES OF THE UNION OF SOUTH AFRICA

452; Plant (1931), supra, 85.

47 Subsections (a) - (e) of the Section 15(2) of the Act No. 36 of 1925.

48 General Agreement on Tariffs and Trade (1958), ANTI-DUMPING AND COUNTERVAILING DUTIES, GATT Sales No.: GATT/1958-2, 12. 脚註 200。 Trendelenburg, F. A. (1927), MEMORANDUM ON THE LEGISLATION OF DIFFERENT STATES FOR THE PREVENTION OF DUMPING, WITH SPECIAL REFERENCE TO EXCHANGE DUMPING (the League of Nations), 18.

49 Section 6 of the Act No. 35 of 1922; Section 15(1) of the Act No. 36 of 1925; Section 9 (1) (g) of the Act No. 19 of 1944 as amended in 1947, 1969 & 1974; Petersen, C. C. D. (1996), African Dumping Grounds: South Africa's Struggle Against Unfair Trade, 14 BOSTON UNIVERSITY INTERNATIONAL LAW JOURNAL, 391 [note 82].

50 Bleaney, M., A. Hirsch, M. Holden, & C. Jenkins (1999), South Africa, in REGIONAL INTEGRATION AND TRADE LIBERALIZATION IN SUB-SAHARAN AFRICA, Vol. 2 (Oyejide, Ndulu & Greenaway eds., Macmillan), 9.

51 Board of Trade and Industry Act 1986, Act No. 107 of 1986, 1986 Government Gazette 10459.

52 Petersen (1996), supra, 389.

53 Board of Trade and Industry Amendment Act, No. 60 of 1992, 13962 GOVERNMENT GAZET-

TE 3 (6 May 1992); Chapter VI of the Customs and Excise Act, No. 91 of 1964, reprinted in G/SG/N/1/ZAF/1 (6 December 1995).

54 See G/SG/W/176, at 2 (5 June 1996).

55 Petersen (1996), supra; Sibanda, O. S. (2001), The South African Anti-dumping Law: Consistency with the GATT Anti-Dumping Code, 34 COMPARATIVE & INTERNATIONAL LAW JOURNAL OF SOUTHERN AFRICA, 242-257.

56 Statement by the Minister of Trade and Industry, DEBATES OF THE NATIONAL ASSEMBLY OF SOUTH AFRICA, 5 April 1995, column 622ff.

57 Board on Tariffs and Trade Amendment Act, No. 39 of 1995, reprinted in G/ADP/N/1/ZAF/1.

58 Board on Tariffs and Trade Guide to the Policy and Procedure with Regard to Action against Unfair International Trade Practices: Dumping and Subsidised Export (September 1995), reprinted in G/ADP/N/1/ZAF/1.

59 de Lange (2003), supra, 47 & 49.

60 G/ADP/W/395 (4 June 1996), 10.

61 G/ADP/W/395, 9.

62 WTO 通関手と関税の関与に関する規定が拡充された。 See Board on Tariffs and Trade Amendment Act, No. 16 of 1997.

63 International Trade Trade Act, 2002, No. 71 of

2002, Government Notice No. 123 of 2003, 24287 GOVERNMENT GAZETTE 2003 (22, January 2003).

64 簡潔なタイムテーブルを以下を参照。 de Lange (2003), supra, 42; Brink (2002), supra, 233.

65 競争力調査報告 (1003) は旧法上の認められたもの。 タンゴニ調査に関する規定は適用例 2003。 de Lange (2003), supra, 15.

66 Reply to the Question No. 18, G/ADP/Q1/ZAF/4, at 5.

67 de Lange (2003), supra, 62; Brink (2002), supra, 191.

68 たまたま 開催要請は 30 日の期間が満了する 1 日前までに書面で行う必要があるため、要請を受ける決定は 30 日間の実質的延長は 30 日間で済む。

69 質問状への回答期限の前に開催されるべきである。

70 Brink (2002), supra, 197; de Lange (2003), 74.

71 国内産業の検閲を先行するのではなく、外国での検閲を無視して行うべきである。 de Lange (2003), supra, 28; Brink (2002), supra, 199.

72 Brink (2002), supra, 230 & 232.

73 Brink (2002), supra, 216.

74 BTT REPORT No. 3799, 35.

75 Reply to the Question No. 19, G/ADP/Q1/ZAF/4, at 6.

76 Brink (2002), supra, 182.